

第6章 雑則

(他の条例の手續との調整)

第35条 第3章第1節に規定する特定建築等行為に係る承認等の手續については、適正な土地利用の調整に関する条例（平成17年横須賀市条例第50号）第4章第1節に規定する土地利用行為に係る承認等の手續と調整し、その全部又は一部の図書等について、一方の手續の際提出されたものを他方の手續においても使用することができるものとする。

【趣 旨】

本条は、本条例と適正な土地利用の調整に関する条例の両手續を行う土地利用行為者の便宜を図るため、本条例第3章第1節に基づく手續に使用する添付図書等を、適正な土地利用の調整に関する条例第4章第1節に規定する手續において兼用することができることを定めている。

【解釈・運用】

本条例第3章第1節による手續（承認申請、特定建築等行為着手届、特定建築等行為完了届等）は、適正な土地利用の調整に関する条例第4章第1節の手續と重複する場合もあることから、申請者の便宜を図るため、両手續の全部又は一部を共通の図書等（申請書・届出書を除く。）により行うことができることとする。

(報告)

第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、行為者又は行為施行者に対し、特定建築等行為に関する事項について報告を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行に関し、市長が行為者又は行為施行者に特定建築等行為に関する報告を求めることができることを定めている。

【解釈・運用】

特定建築等行為の状況等を把握・確認する必要があるときに、行為者に対して過度の負担にならない範囲において、報告を求めることができることとするものである。報告を求める事項としては、例えば、次のような場合が考えられる。

- ① 本条例第9条第2項に規定する期間を過ぎて周辺住民へ特定建築等行為に関する説明を行なった場合の説明内容や周辺住民の氏名等
 - ② 計画の進捗や行為の実施等について、当初予定していた工程から大幅に遅れている場合
 - ③ 当初の計画や住民への説明内容と施行している内容が違ふという情報を得た場合等
- 市長から報告を求められた行為者等は、特定建築等行為に関する状況報告書（第47号様式、本条例施行規則第30条）により必要事項を報告するものとする。

(立入調査)

第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定建築等行為の区域内に立ち入り、又はその命じた者に立ち入らせて、調査を行うことができる。この場合において、行為者及び行為施行者はこれに協力しなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の実効性を担保するため、市長が特定建築等行為の区域内に立入調査することができることを定めている。

【解釈・運用】

本条は、適正な特定建築等行為の実施への指導を行い、かつ、条例の実効性の確保をするため、是正状況の確認等を行うことを目的に、市長又は市職員が、立入調査を行うことができることを規定するものである。市長等は、立入調査に際しては、特定建築等行為立入調査証（第48号様式、本条例施行規則第31条）を携帯し、行為者等に求められたときはこれを提示しなければならない。

一方で、行為者等には、市長等の立入調査に協力しなければならない責務を課している。

(規則への委任)

第38条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨・解釈】

本条は、本条例における個別の規則委任規定の他、条例全般にわたり、条例の施行に際しての詳細事項を規則に委任することを定めている。

規則においてはどのような事項でも定められるものではなく、また、規則単独では権利義務規制を創設することはできないものの、市民や行為者等に、一定の規律を定めことが可能な法規範である。

本条は、条例の個別条項及び具体的に規則委任されていない事項であっても、条例の趣旨を踏まえた範囲内（横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会規則などが該当する。）で委ねられていると解される事項を、「地方自治法第15条第1項（＊）の長の規則」により定めるものである。

〔＊参考 地方自治法（抜粋）〕

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。（第1項）

第7章 罰 則

(罰則)

- 第39条** 第23条第1項の規定に基づく市長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 第34条第5項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金に処する。
- 3 正当な理由がなく、第18条に規定する特定建築等行為着手届又は第21条に規定する特定建築等行為完了届を提出しない者は、5万円以下の過料を科する。

【趣 旨】

本条は、本条例の実効性を確保するため、条例違反者に対する罰則を定めている。

【解釈・運用】

地方自治法は、条例で義務を課したり権利を制限したりすることができ（第14条第2項）、かつ、条例中に罰則を設けることが可能であるとしている（第14条第3項）。このことから、適法な範囲内で権利義務規制条例を制定し、条例違反に対して罰則を設けることは、条例の実効性を確保する上で適正かつ有効な手段であるといえる。

ただし、同様の違反行為に対する罰則に比して重過ぎる刑罰を科すことは比例原則違反となることから、罰則規定については横浜地方検察庁と十分協議を行い、また、他都市の同様の規定との均衡も図ったうえで、本条例に罰則を盛り込んでいる。

- 1 本条例の目的を達成するためには、行為者等に本条例の手続を遵守させる必要があり、条例に違反した行為者等に対しては、市長が行為の停止や是正を命ずること（不利益処分）ができることとしている（本条例第23条第1項）。この命令の履行を確保するため、市長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

〔罰則の適用に至るまでの手続きの流れ〕

条例第22条の規定に基づく勧告 → 勧告に従い是正等終了
↓ 勧告に従わない場合
条例第23条第1項の規定に基づく命令 → 命令に従い是正等終了
↓ 命令に従わない場合
警察又は検察へ告発
↓
告発受理
↓
捜 査 → 犯罪が明らかでないとき → 不起訴
↓
犯罪が明らかになったとき → 起訴 → 公判 → 刑の確定（罰則の適用）

- 2 附属機関である横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会の委員は特別職の地方公務員である（地方公務員法第3条）ことから、地方公務員法の規定は適用されない（同法第4条）ため、守秘義務及びその違反に対する罰則も適用されない。このため、この条例において、一般職の地方公務員に準じて守秘義務に反する行為に対する罰則を設ける。地方公務員法と量刑のバランスを失しない範囲内で、6月以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金に処する。

- 3 本条例第18条による特定建築等行為着手届や本条例第21条による特定建築等行為完了届の提出を理由なく怠った行為者は、手続違反として、5万円以下の過料を科する。

なお、過料は、行政上の秩序を維持し、適正な手続を確保するために課す行政罰である。従って、刑事罰とは異なり行政限りで科すことができる（具体的には納付書の発行）。

(両罰規定)

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人、又は人の業務に関し前条第1項の違反行為をしたときは、その違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

【趣旨・解釈】

条例に違反する行為については、その行為を行う者が個人である場合、あるいは行っている者の意思ではなく、その所属する組織の命令に基づき行う場合等、その性質上、その違反者たる自然人を罰するだけでは、条例の実効性を確保できない場合がある。そのため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は自然人（個人事業主等）に対しても刑罰を科するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法令上の許可若しくは確認がなされ、又は申請が行われている特定建築等行為については、第2章から第5章までの規定は適用しない。ただし、この条例施行の日以後5年以内に特定建築等行為に着手しない場合は、この限りでない。

(条例の見直し)

3 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。

附 則 (抄)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

2 改正後の特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に特定建築等行為の承認の申請がされたものについて適用し、同日前に申請がされたものについては、なお、従前の例による。

附 則 (抄)

1 この条例は、平成20年2月1日から施行する。

【趣旨・解釈】

本条例改正は、本条例制定当初の附則第3項の規定に基づき、施行後5年以内の条例見直しを行ったものである。改正条例は、平成20年2月1日から施行する。

なお、本条例の次回の見直しは、土地利用基本条例第14条の規定により、他の土地利用調整関連条例と併せて行われることとなる。

2 改正後の特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の規定（第4章の規定を除く。）は、この条例施行の日以後に第36条第2項の規定による報告をしたものについて適用し、同日前に当該報告をしたものについては、なお従前の例による。

【趣 旨】

本項は、改正条例の施行の際、既に改正前の条例の規定に基づく手続を開始している行為についての経過措置を定めるものである。

【解 釈】

本条例改正では、一定規模以上の行為について住民説明会の開催を義務付け、また、それに伴い住民への周知手続を一部変更していることなどから、法的秩序の安定性を確保するため、平成20年1月31日までに本条例第36条第2項に基づきお知らせ板設置報告書が提出されている特定建築等行為については、改正前の条例を適用する。

ただし、改正後の第4章「特定建築等行為に係る紛争調整」の規定については、あっせん・調停が、基本的には当事者間の話し合いによる合意形成を促す制度であること、また、行為の進捗状況に応じて様々な紛争の解決策が考えられることから、平成20年1月31日までに本条例第36条第2項に基づきお知らせ板設置報告書が提出されている行為であっても適用することとしている。

3 この条例の施行の際、現に法令に基づく許認可等がなされ、又は申請が行われている特定建築等行為のうち次に掲げるものについては、第2章及び第3章の規定は適用しない。ただし、この条例施行の日以後5年以内に当該特定建築等行為に着手しない場合は、この限りでない。

(1) 第3条第1項第4号の2に規定する行為

(2) 宅地造成のうち、切土又は盛土をする土地の面積の合計が100平方メートル以下で、かつ、搬出入する土砂等の量の合計が100立方メートルを超えるもの

【趣 旨】

本項は、改正条例の施行の際、新たに本条例の対象行為となる行為であって、既に法定手続がなされているものについての経過措置を定めるものである。

【解 釈】

1 改正条例施行の際に、新たに本条例の対象となる行為（「特定用途建築物への用途変更」・「宅地造成のうち切土又は盛土をする土地の面積が100㎡以下で搬出入する土砂等の量が100㎡を超えるもの」）であって、既に法令に基づく許認可等がなされ、又は申請が行われているものについては、法的秩序の安定性を確保するため、改正後の条例の第2章「特定建築等行為の住民への周知等」・第3章「特定建築等行為に係る手続き」の規定は適用しない。

ただし、第4章「特定建築等行為に係る紛争調整」の規定については、本条例により創設した独自の紛争調整手続であり、法定手続とは独立して運用されることから、これらの行為についても適用する。

なお、第1章「総則」の規定を適用するのは、第2章・第3章の手続規定が適用されなくとも、市、行為者、近隣・周辺住民それぞれの責務を踏まえた行為の実施を確保するためである。

2 本条例第44条第6項で本条例に基づく承認処分の有効期限を5年間と定めたことと整合を図り、改正条例の施行の日以後5年以内に行為に着手しない場合は、新たに改正条例の規定を適用することとする。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第61条本文の改正規定は、同年4月1日から施行する。

【趣旨・解釈】

本条例改正は、本条例制定当初の附則第3項の規定に基づき、施行後5年以内の条例見直しを行ったものである。改正条例は、平成27年7月1日から施行する。

なお、附則にある第61条は、平成27年7月1日に施行される第33条となる。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にされた第14条第1項に規定する承認又は第23条に規定する命令に係る処分に対する異議申立てについては、なお従前の例による。

【趣旨】

本条例改正は、行政不服審査法の全面改正に伴い見直しを行ったものである。改正条例は、平成28年4月1日から施行する。

【解釈】

改正条例施行の際に、既に条例に基づく処分が行われているものについては、法的秩序の安定性を確保するため、改正後の条例を適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に法令に基づく許認可等がなされ、又は申請が行われている特定建築等行為については、改正後の第2条第1項第6号及び第7号の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条例改正は、本条例制定当初の附則第3項の規定に基づき、施行後5年以内の条例見直しを行ったものである。改正条例は、令和2年4月1日から施行する。

【解釈】

改正条例施行の際に、既に条例に基づく処分が行われているものについては、法的秩序の安定性を確保するため、改正後の条例を適用しない。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

附 則 （※令和7年3月27日条例33号の条文参照）

- 1 この条例は令和7年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条*の規定並びに第2条*中特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例第4条第4号の改正規定（「旧宅地造成等規制法第16条第2項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項」に改める部分に限る。）及び同条例第14条第5項の改正規定（「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日
 - (2) 第2条*中特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例第39条の改正規定 令和7年6月1日
- 2 第2条*の規定による改正後の特定建築等行為に係り手続及び紛争の調整に関する条例に規定は、令和7年7月1日以降に承認申請のあった特定建築等行為について適用し、同日前に承認申請のあった特定建築等行為については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

本条例改正は、本条例制定当初の附則第3項の規定に基づき、施行後5年以内の条例見直しを行ったものである。改正条例は、令和7年7月1日から施行する。

【解釈】

改正条例施行の際に、既に条例に基づく処分が行われているものについては、法的秩序の安定性を確保するため、改正後の条例を適用しない。